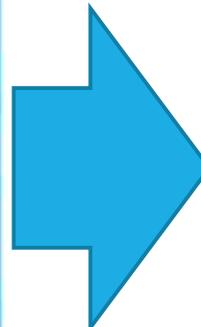


新型コロナウイルス感染症に対応する資金繰りの支援メニュー（経済産業省のHPより）

政府系金融機関による融資
 融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
セーフティネット貸付 基準金利 【対象要件】 売上高等の要件はなし。	新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資 【対象要件】 売上高▲5%以上減少 <small>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む、小規模に限る）については、業種に対応</small>	+ 特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給 【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減



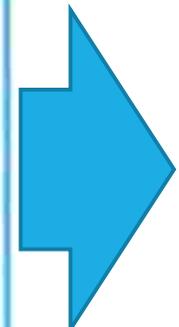
主に日本政策金融公庫等
 に対応

支援メニュー

支援メニュー

民間金融機関による信用保証付融資

セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域として指定。5号は影響を受けている業種を指定。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象。 <small>※一部保証対象外の業種があります。</small>	
一般保証枠 (2.8億円)	SN保証枠 (2.8億円)	危機関連保証枠 (2.8億円)
信用保証付融資における保証料・利子減免 セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。		



信用保証協会
 に対応

支援メニュー